

岩手県企業局管理規程第2号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

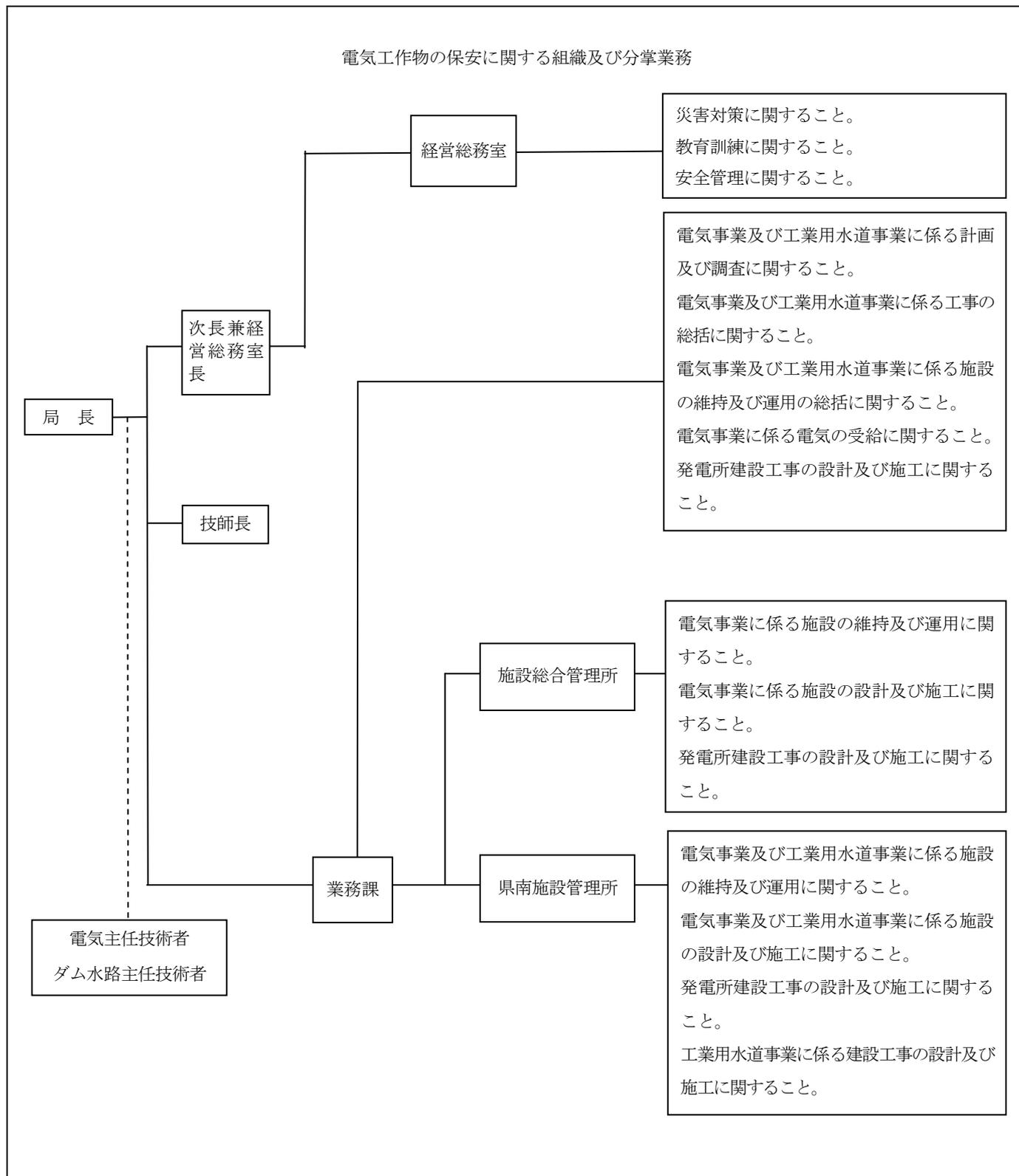
企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(主任技術者の選任) 第5条 [略] 2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。			(主任技術者の選任) 第5条 [略] 2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。		
区分	監督範囲	選任の対象	区分	監督範囲	選任の対象
電気主任技術者	運転中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者	電気主任技術者	運転中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	<u>技師長</u> 、業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者
	[略]			[略]	
ダム水路主任技術者	運転中の水力発電所	業務課総括課長若しくはこれに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者	ダム水路主任技術者	運転中の水力発電所	<u>技師長</u> 、業務課総括課長若しくはこれに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。